

夏休み真剣斬り体験会規約

(目的)

この規約は、2018年8月11日に実施の夏休み真剣斬り体験会（以下、「体験会」とします。）を安全かつ円滑に行うことを目的とします。

(事務局)

体験会の事務局は京都居合道会です。

(責任者)

体験会の責任者は奥谷元哉です。

(体験会)

真剣を用いて巻藁斬りの体験を行います。事前の申し込みがない場合はお断りします。斬ることが出来る巻藁の本数は一人3本です。

1本の巻藁に対して一太刀または二太刀斬ることが出来ますが、現場での指導員の判断により変わることがあります。

巻藁を斬る前に刀の操作方法、安全確保についての説明を行います。

(参加費)

体験会の参加費は小学生、中学生、高校生、大学生、大学院生及び専門学校生が無料です。それ以外の方は¥5,000-です。スポーツ安全保険加入など諸手続きを要しますので、8月8日(水)17時までに指定の口座(自動返信メール内に記載)にお振込みいただきます。振込手数料は体験を希望される方でご負担ください。また、8月8日(水)17時に指定口座に入金がない場合は体験申込みはキャンセルされたものとします。

(キャンセル時の参加費の返金)

いかなる理由及び事前又は当日のキャンセルにおいても参加費¥5,000-よりスポーツ安全保険料¥2,000-と返金の際の振込手数料¥324-を差し引いた¥2,676-の返金となります。

(保険及び補償)

体験会の体験者は、公益財団法人スポーツ安全協会が取り扱うスポーツ安全保険に加入します。

加入手続き及び加入に係る保険料は事務局が負担します。

安全面については最大限の配慮を行います。万が一怪我や事故があった場合には当該スポーツ安全保険で補償を行います。

(諸注意)

真剣を扱うため危険をとまいません。体験会の会場では指導員の指示に必ず従って下さい。指導員の指示に従わない場合は退去を勧告いたします。

指導員の指示に従わず刀剣やその他物品を故意に破損させた場合は実費請求いたします。

会場内の撮影は自由に行っていただいて構いませんが、他人を撮影される場合はその方に肖像権があることにご配慮下さい。撮影に関するトラブルに事務局は一切関知しません。

アルコールや精神に影響を与える医薬品を摂取している方の体験はお断りします。

事務局は体験会を撮影し、事務局のホームページまたはSNS等に映像をアップロードします。

が、その映像の著作権は事務局にあります。

(細則)

この規約に定めるものの他、必要な事項に関しましては事務局が別に定めます。

この規約は、事務局が変更の必要があると判断した場合、随時変更します。

(付記)

この規約は、2018年6月5日より施行します。